

農地の適正な管理をお願いします！

農地法第2条には、「農地について所有権または賃借権その他の使用および収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようしなければならない」と農地の権利を有する者の責務規定があります。

荒れた農地は、火災やゴミの不法投棄、シカ等野生鳥獣の寝床になったり、水田の畦畔についても、草が伸びて風のとおりが悪くなると、稲に病害虫が発生したり、大雨で崩れたりする原因になります。

近頃、市内において「農地を貸したけど草刈りをしてくれない」「水路に草がつまり水が溢れた」などの苦情が増えています。次の内容を確認して定期的に草刈りや耕起をする等、農地を適正に管理しましょう。

- 刈払機を使用する際には、手袋やゴーグル等の防護具を着用しましょう。
- 刈払機使用中、廻りに人や自動車、家のガラスがある場合は使用を中止するか、防護ネットを利用して飛び石による事故を防ぎましょう。
- 刈った草が水路や道路におちた場合には必ず熊手やほうき等で拾ってください。水路が詰まったりする原因になります。



※水路に刈った草が落ちた場合は必ず取ってください。

農地パトロールを実施しています

茅野市農業委員会では、市内の農地利用状況を把握するため、毎年7～9月にかけて農地パトロール（利用状況調査）を実施しています。

調査の際に、農地に入ったり、農家の皆さまにお話を伺うことがありますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

調査の結果、雑草繁茂等で適正に管理されていない農地の所有者には通知が送付されます。

お問合せ先

茅野市農業委員会事務局 Tel0266-72-2101（内線 441）

Mail:nogyoiinkai@city.chino.lg.jp